

PCB 特別措置法に基づく PCB 廃棄物の保管等の 届出の全国集計結果（平成 26 年度）について



ポリ塩化ビフェニル(以下 PCB)廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB 廃棄物特別措置法)に基づき、PCB 廃棄物を保管する事業者から都道府県等に対して届出された、平成 27 年 3 月 31 日現在の PCB 廃棄物の種類毎の保管量及び PCB 使用製品の種類毎の使用量が環境省において全国集計されました。

PCB 廃棄物の種類は以下のとおりです。

- ①高圧トランス ②高圧コンデンサ ③低圧トランス ④低圧コンデンサ ⑤柱上トランス
- ⑥安定器 ⑦PCB ⑧PCB を含む油 ⑨感圧複写紙(ノーカーボン紙) ⑩ウエス ⑪汚泥
- ⑫その他の機器等

※高圧とは、受電電圧が交流で 600Vを超えるものをいう。

集計結果(例、トランスおよびコンデンサ)

・トランス類(①、③、⑤の合計)

保管量:855,198 台 使用量:34,086 台

・コンデンサ類(②、④の合計)

保管量:1,784,491 台 使用量:26,729 台

PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に進めていくためには、PCB 廃棄物の数量を確実に把握しておくことが重要であるため、環境省は都道府県等に対し、引き続き PCB 廃棄物特別措置法に基づく届出制度の一層の周知を図り、保管事業場の確実な把握を進めるとともに、PCB 廃棄物が適正に保管され、不適正な処理が生じないよう事業者に対する指導、助言の徹底に努めることとしています。

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。是非お任せ下さい。

資料 平成 28 年 8 月 22 日付 環境省報道発表資料

研究開発箇所 佐藤旭